

川南町農業委員会 総会議事録

1 日 時 令和7年2月26日(水) 開会 午前 9時00分
閉会 午前10時50分

2 場 所 川南町役場 本館3階 議員控室

3 出席委員

(委員)

1番	山下 栄	2番	森 信幸	3番	長友 順子
4番	井尻 恵雄	5番	戸高 一志	6番	橋口 裕二
7番	佐光 真美	8番	河野 博子	9番	杉尾 英敏

(農地利用最適化推進委員)

		11番	佐藤 伸義	12番	永友 昭
13番	河野 伊栄雄	14番	林田 泰代	15番	樽見 一寛
16番	黒木 正行	17番	有澤 章	18番	阿部 洋子

4 欠席委員 10番 江藤 宗武

5 議事日程

第1	諸報告	
第2	会議録署名委員の指名	
第3	会期の決定	
第4	議案第4号	農地法第3条の規定による申請の許可について
第5	議案第5号	農地法第5条の規定による申請の承認について
第6	議案第6号	農用地利用集積計画(所有権移転)の決定について
第7	議案第7号	農用地利用集積等促進計画(農地中間管理権設定)の承認について
第8	その他	(行事予定等)

6 会議録署名委員 8番 河野 博子 9番 杉尾 英敏

7 職務のため出席した者の氏名

局長 新倉 好雄 局長補佐 今井 孝洋 係長 緒方 恵美

川南町農業委員会 2月定例総会

項目	発言者	内容
あいさつ	議長	皆様、おはようございます。 ＜ あいさつ ＞ それでは、2月の定例総会を始めます。
諸報告	議長	【日程第1】「諸報告」を議題とします。諸報告を局長が行います。
	局長	議長、局長 それでは、2月の諸報告をさせていただきます。 10日、農家相談日でした。 後ほど、担当委員は報告をお願いします。 17日、宮崎県農業会議常設審議委員会が開催され、会長が出席されました。 19日、農地転用等審査会、第2小委員会を開催しました。 本日、2月定例総会であります。 以上でございます。
報告 農家相談	議長	農家相談について、担当委員の報告をお願いします。
	7番	議長、7番 2月10日、午前9時より役場第3会議室で、10番委員と農家相談を行いました。相談件数は、1件でした。 ＜農家相談 報告＞
	議長	諸報告が終わりましたが、承認することよろしいでしょうか。 (異議なしの声)
	議長	諸報告は、承認することといたします。
会議録署名 委員指名	議長	【日程第2】「会議録署名委員の指名」でございますが、 本日は、 8番 河野 博子(かわの ひろこ)委員 9番 杉尾 英敏(すぎお ひでとし)委員 を指名いたします。

川南町農業委員会 2月定例総会

項目	発言者	内容
会期の決定	議長	【日程第3】「会期の決定」でございますが、本日1日限りとしたいと思いますが、御異議はありますか。 (異議なしの声)
	議長	本日1日限りといたします。

川南町農業委員会 2月定例総会

項目	発言者	内容
議案第4号 3条許可	議長	【日程第4】 議案第4号 「農地法第3条の規定による申請の許可について」を議題といたします。提案理由の説明を局長が行います。
提案理由	局長	議長、局長 議案第4号 「農地法第3条の規定による申請の許可について」その提案理由の説明を申し上げます。 本議案の許可申請件数は、1件でございます。 申請人、該当農地及び耕作する者の農業経営状況は、別紙記載のとおりでございます。 担当委員の補足説明をいただきまして、御審議の上、申請案件に対する農地法第3条許可の御決定をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。
	議長	提案理由の説明が終わりました。 担当委員の補足説明をいただき、審議を進めてまいります。
	議長	1号
1号 補足説明	15番	議長、15番 1号 について補足説明いたします。 内容は記載のとおりです。受人は渡人の息子になりますが、受人が高齢のため、身内の方の許可を受けて今回の申請になったそうです。 農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。 調査いたしましたが無ら疑義な点はございません。御審議よろしくお願いいたします。
	議長	1号 について、担当委員の補足説明が終わりました。 御意見、御質問はございませんか。
	議長	無いようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。
	議長	全員賛成と認めます。
	議長	1号 については、許可することといたします。

川南町農業委員会 2月定例総会

項目	発言者	内容
議案第5号 5条承認	議長	【日程第5】 議案第5号 「農地法第5条の規定による申請の承認について」を議題といたします。提案理由の説明を局長が行います。
提案理由	局長	議長、局長 議案第5号 「農地法第5条の規定による申請の承認について」その提案理由の説明を申し上げます。 本議案の承認申請件数は、3件でございます。 申請人、該当農地、用途及び施設の概要計画は、別紙記載のとおりでございます。 調査担当第2小委員会の委員長報告並びに担当委員の補足説明を頂きまして、御審議の上、御承認いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。
	議長	提案理由の説明が終わりました。
	議長	調査担当、第2小委員会の委員長報告を求めます。
委員長報告	5番	議長、5番 本来は、7番委員が委員長ですが都合により欠席でしたので私が代わりに報告いたします。 2月19日午前9時00分より第3会議室で事務局の説明を受けた後、現地調査を行いました。調査の結果1号、3号については始末書条件で許可相当、2号についても始末書条件ですが、余りにも届出無しで設備が整い過ぎており、長時間審議した結果不許可相当と判断しました。 詳しくは、担当委員の補足説明を受けて御審議ください。
	議長	第2小委員会の委員長報告が終わりましたので、担当委員の補足説明を受けて審議を進めてまいります。
	議長	1号
1号 補足説明	18番	議長、18番 1号 について補足説明いたします。 内容は、記載のとおりです。場所は、国道10号線から通浜線に入りすぐ左手に新しい住宅地がありますが、その北隣になります。

川南町農業委員会 2月定例総会

項目	発言者	内容
		<p>申請地の農地の区分は、集团的に存在する農地その他良好な営農条件を備えているため第1種農地と判断されますが、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものであり、第1種農地以外の周辺の土地に設置することによってはその目的を達成することができないと認められる場合であるため立地基準を満たし、かつ一般基準も満たすため許可相当と判断されます。始末書の提出もあるため、追認できると判断されます。</p> <p>調査しましたが、何ら疑義な点はございません。御審議よろしくお願ひいたします。</p>
	議長	<p>1号 について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問はございませんか。</p>
	議長	<p>無いようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。</p>
	議長	<p>全員賛成と認めます。</p>
	議長	<p>1号 については、承認することといたします。</p>
	議長	<p>次に、 2号</p>
2号 補足説明	7番	<p>議長、7番 2号 について補足説明いたします。 内容は、記載のとおりです。場所は、伊倉公民館から坂の上に通じる道沿いにあります。申請人は、ハウスでイチゴを栽培しています。申請地の南側にイチゴの加工品を材料としたカフェを令和5年5月より営業し、お客様を受け入れる為の駐車場として土地を利用している状況です。担当委員である私が把握・指導が出来ていなかった部分もあります。転用届を事前に出さなかった事は悪い事ではありますが、申請人も営農を頑張っています。後継者が少ない中で地域の活動にも参加し貴重な存在であります。農地を守る農業委員ですが、農地を利用する農家を守るのも農業委員だと思ひます。</p> <p>申請地の農地の区分は、農業振興地域整備計画において、農用地等として利用すべきとして定められた農地であるため、農用地区域内農地と判断されますが、農用地利用計画において指定された用途に供する場合であるため不許可の例外と判断されます。始末書の提出もあるため、追認できると判断されます。</p> <p>御審議よろしくお願ひいたします。</p>

川南町農業委員会 2月定例総会

項目	発言者	内容
	17番	<p>議長、17番 この案件は、以前から建てられたものではなく、最近建てられたものですか。</p>
	5番	<p>議長、5番 私は現地を見たのですが、全ての施設が完成したのはそう昔ではないようで、始末書には届出が必要だという事を知らなかったと記述してありますが、真面目に手続きをしている方が損をする事はいけないと思います。委員会でも十分協議をしました。7番委員の意見も分かりますが、今回十分に協議をしていただきたいと思います。</p>
	4番	<p>議長、4番 5番委員の意見も7番委員の意見もどちらも理解できますが、無差別に認めていくのは如何なものかと思います。総会の議案に上がっているのので、事務局で受理したいきさつを聞いて再度審議するというのはいかがでしょうか。</p>
	事務局	<p>議長、事務局 最初に分かったのは、令和5年5月ぐらいになります。店舗のクチコミを聞いてインスタグラムを確認したところ、あのような状態でした。それを受けて、農業委員会と農地課農地利用係長で現地確認を行っております。許可を得ずに施工している事が問題ですが、きちんと手続きをすれば認められる案件でしたので、きちんとした手続き、農業振興地域の用途変更を行い農地転用の許可を得るように指導したところです。 その後、農振の手続きを行っておりますが、手続きに時間がかかりましたが、県の許可は出ています。今回農振の手続きが完了したので、手続き上始末書を添付しての申請自体は認められていますので、申請され受理したという状況です。</p>
	18番	<p>議長、18番 申請者が営農を始められた時は、私が担当委員でした。その時に今後はいちご狩りをしたいと言っていたので、きちんと許可を取得してくださいと伝えるべきだったと反省しています。先程7番委員も言われた通り、若い人達は情報発信力に長けており、お客さんもたくさんつかんでいるので、今回の案件については許可していただきたいと思います。</p>

川南町農業委員会 2月定例総会

項目	発言者	内容
	事務局	<p>議長、事務局 農地転用に関しては、地元の委員さんの調査もありますが、事前に相談に来る人と来ない人に分かれます。今回残念ながら、事前に見つけることが出来ませんでした。今回の案件で、事務局としても啓発活動を強化していかなければならないと感じたところです。</p>
	8番	<p>議長、8番 もしこの案件を不許可にした場合に建物等はどうなるのでしょうか。</p>
	事務局	<p>議長、事務局 この案件に対して、農業委員会で不許可にした場合は、農業委員会の意見として県に提出します。最終的な決定は、県が行いますが、そこで不許可になった場合は現状復旧になるかと思えます。</p>
	8番	<p>議長、8番 先程の説明では、たくさんのお客さんをつかんでいることや、福祉関係団体等も連携した取組みを行っているので、今回は認めていただきたいと思えます。</p>
	6番	<p>議長、6番 先程事務局から説明がありましたが、法律上きちんとした手続きされれば許可出来る案件でありますので、手続きの順番が違ったという考え方をすれば、許可せずに現状復旧したとしても、きちんと申請すれば出来ることだと思います。そのような方法を取らせるのかという事もあります。始末書を提出すれば許可出来るという案件だと思います。申請人も認識が薄かった部分もありますが、今後二度と無いように指導をして、今回については始末書では足りないと思えますが、今後も農業委員会が指導を徹底していくという事で、最終的に許可出来る案件という事をもって、許可したほうが良いと思えます。</p>
	事務局	<p>議長、事務局 今回の案件だけでなく、始末書を提出して申請される案件が多数あります。今回皆さんからたくさんのご意見を頂きました。大事なことは、農地の所有者である農業者の皆さんがきちんと制度を理解していただくように、広報・啓発活動を強化していかなければならないと感じました。改めて、事前に事務局に相談して頂いて、適正な法律上の申請を指導していきたいと思えます。</p>

川南町農業委員会 2月定例総会

項目	発言者	内容
	議長	<p>今後こういう事案を発生させない為には農地パトロールが重要だと思います。大小に関わらず認められないものは認められませんので、地元委員としては言い難い部分もあるかと思えます。その時には事務局を介して話していただくというのも一つの手段だと思います。一方で広報活動も大事だと思いますので、広報の方法についても事務局で考えて頂いて進んでいかなければならないと思っています。</p> <p>以上の事からこの案件の採決をいたします。</p> <p>賛成委員の挙手を求めます。</p>
	議長	賛成多数と認めます。
	議長	2号 については、承認することといたします。
	議長	次に、3号
3号 補足説明	5番	<p>議長、5番</p> <p>3号 について補足説明いたします。</p> <p>内容は、記載のとおりです。場所は、把言田にある第一ファームの豚舎の管理棟の入り口になります。26㎡の土地が畑から取り付け道路に変わってなかったという案件です。</p> <p>申請地の農地の区分は、集団的に存在する農地その他良好な営農条件を備えているため第1種農地と判断されますが、既存の施設の拡張であり、拡張に係る部分の敷地の面積が既存の施設の面積の2分の1を超えないものであるため、立地基準を満たし且つ一般基準を満たすため許可相当と判断されます。始末書の提出もあるため、追認できると判断されます。</p> <p>調査しましたが、何ら疑義な点はございません。御審議よろしく願います。</p>
	議長	3号 について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問はございませんか。
	議長	無いようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。
	議長	全員賛成と認めます。
	議長	3号 については、承認することといたします。

川南町農業委員会 2月定例総会

項目	発言者	内容
議案第6号 集積(所有権)	議長	【日程第6】 議案第6号 「農用地利用集積等促進計画(所有権移転)の決定について」を議題といたします。提案理由の説明を局長が行いま
提案理由	局長	議長、局長 議案第6号 「農用地利用集積等促進計画(所有権移転)の決定について」その提案理由の説明を申し上げます。 この議案は、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(令和4年5月27日法律第56号)改正附則第5条第1項の規定により、別紙、農用地利用集積計画の決定を求めらるるものでございます。 本案件の申請件数は、3件でございます。 申請人、該当農地、所有権移転の内容及び耕作する者の農業経営状況は、別紙記載のとおりでございます。 担当委員の補足説明をいただきまして、御審議の上、設定された集積計画の御決定をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。
	議長	提案理由の説明が終わりました。
	議長	担当委員の補足説明を受けて審議を進めていきます。
	議長	1号
1号 補足説明	16番	議長、16番 1号 について補足説明いたします。 内容は、記載のとおりです。場所は、黒坂の信号機から海に向かいマンゴーのハウスの北側になります。土地は8筆となっておりますが、現状は2枚の畑になります。一時貸付期間満了による売買となります。 農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律附則第5条第1項に基づき、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。 調査しましたが、何ら疑義な点はありません。御審議よろしくお願ひいたします。
	議長	1号 について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問はございませんか。

川南町農業委員会 2月定例総会

項目	発言者	内容
	17番	議長、 17番 余りにも値段が高いのですが、何か理由がありますか。
	16番	議長、 16番 この地区は昔から相場が高いです。
	議長	他に御意見、御質問は、ございませんか。 無いようですので、採決いたします。 賛成委員の挙手を求めます。
	議長	全員賛成と認めます。
	議長	1号 については、決定することといたします。
	議長	次に、 2号
2号 補足説明	2番	議長、 2番 2号 について補足説明いたします。 内容は、記載のとおりです。場所は、高鍋町との町境で皆川製材所や経済連の豚舎の近くになります。 農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律附則第5条第1項に基づき、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。 調査しましたが、何ら疑義な点はございません。御審議よろしく願いいたします。
	議長	2号 について、担当委員の補足説明が終わりました。 御意見、御質問はございませんか。
	議長	無いようですので、採決いたします。 賛成委員の挙手を求めます。
	議長	全員賛成と認めます。
	議長	2号 については、決定することといたします。
	議長	次に、 3号
3号 補足説明	5番	議長、 5番 3号 について補足説明いたします。

川南町農業委員会 2月定例総会

項目	発言者	内容
		<p>内容は、記載のとおりです。場所は、22地区公民館を南下し鬼ヶ久保から小学校に向かう道路を西に向かい、上り坂の所の右側になります。譲渡人が高齢になり、譲受人に豚舎等のかたづけも含めてこのような金額の設定になっているようです。</p> <p>農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律附則第5条第1項に基づき、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。</p> <p>調査しましたが、何ら疑義な点はございません。御審議よろしくお願いいたします。</p>
	議長	<p>3号 について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問はございませんか。</p>
	議長	<p>無いようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。</p>
	議長	<p>全員賛成と認めます。</p>
	議長	<p>3号 については、決定することといたします。</p>

川南町農業委員会 2月定例総会

項目	発言者	内容
議案第7号 促進(中間)	議長	【日程第7】 議案第7号 「農用地利用集積等促進計画(農地中間管理権設定)の承認について」を議題といたします。提案理由の説明を局長が行います。
提案理由	局長	議長、局長 議案第7号 「農用地利用集積等促進計画(農地中間管理権設定)の承認について」その提案理由の説明を申し上げます。 この議案は、農地中間管理事業の推進に関する法律、第18条第11項の規定により、別紙、農用地利用集積等促進計画の作成を農地中間管理機構に要請するため、計画の承認を求めるものでございます。 本案件の申請件数は、34件でございます。 内訳は、耕作者変更が1号2号の2件、更新が3号から14号までの12件、新規が15号から34号までの20件でございます。 申請人、該当農地、設定する利用権及び借り手の農業経営状況は、別紙記載のとおりでございます。 新規案件につきましては、担当委員の補足説明をいただきまして、御審議の上、設定された農用地利用集積等促進計画の御承認をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。
	議長	提案理由の説明が終わりました。
1号から2号	議長	1号から2号 の耕作者変更案件について、御意見、御質問はございませんか。
	議長	無いようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。
	議長	全員賛成と認めます。
	議長	1号から2号 については、承認することといたします。
3号から14号	議長	次に、 3号から14号 までの更新案件について、御意見、御質問はございませんか。

川南町農業委員会 2月定例総会

項目	発言者	内容
	議長	無いようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。
	議長	全員賛成と認めます。
	議長	3号から14号 については、承認することといたします。
新規案件	議長	引き続き、 15号からの新規案件について、担当委員の補足説明を受けて審議を進めていきます。
	議長	15号、16号 は関連があるので一括して説明をお願いします。
15号、16号 補足説明	3番	議長、 3番 15号、16号 について補足説明いたします。 内容は記載のとおりです。親子間での使用貸借の設定になります。 農地中間管理事業の推進に関する法律、第18条第2項の各要件を満たしていると考えます。 調査いたしましたが無ら疑義な点はございません。御審議方よろしく願いいたします。
	議長	15号、16号 について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問はございませんか。
	議長	無いようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。
	議長	全員賛成と認めます。
	議長	15号、16号 については、承認することといたします。
	議長	17号、18号 は関連があるので一括して説明をお願いします。
17号、18号 補足説明	3番	議長、 3番 17号、18号 について補足説明いたします。

川南町農業委員会 2月定例総会

項目	発言者	内容
		<p>内容は記載のとおりです。26号までは同じ借り手の方の案件になります。今までは使用貸借で長年耕作していましたが、今回から中間管理機構を通しての使用貸借契約となります。</p> <p>農地中間管理事業の推進に関する法律、第18条第2項の各要件を満たしていると考えます。</p> <p>調査いたしましたが無ら疑義な点はございません。御審議方よろしく願いいたします。</p>
	議長	17号、18号 について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問はございませんか。
	議長	無いようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。
	議長	全員賛成と認めます。
	議長	17号、18号 については、承認することといたします。
	議長	19号、20号 は関連があるので一括して説明をお願いします。
19号、20号 補足説明	3番	<p>議長、 3番 19号、20号 について補足説明いたします。</p> <p>内容は記載のとおりです。こちらも借り手の方は同じで、貸し手の法人名義の土地を中間管理機構を通しての使用貸借契約となります。</p> <p>農地中間管理事業の推進に関する法律、第18条第2項の各要件を満たしていると考えます。</p> <p>調査いたしましたが無ら疑義な点はございません。御審議方よろしく願いいたします。</p>
	議長	19号、20号 について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問はございませんか。
	議長	無いようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。
	議長	全員賛成と認めます。
	議長	19号、20号 については、承認することといたします。

川南町農業委員会 2月定例総会

項目	発言者	内容
	議長	21号、22号 は関連があるので一括して説明をお願いします。
21号、22号 補足説明	3番	議長、 3番 21号、22号 について補足説明いたします。 内容は記載のとおりです。こちらも借り手の方は同じで、中間管理機構を通しての使用貸借契約となります。 農地中間管理事業の推進に関する法律、第18条第2項の各要件を満たしていると考えます。 調査いたしましたが無ら疑義な点はございません。御審議方よろしくお願ひいたします。
	議長	21号、22号 について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問はございませんか。
	議長	無いようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。
	議長	全員賛成と認めます。
	議長	21号、22号 については、承認することといたします。
23号、24号 補足説明	3番	議長、 3番 23号、24号 について補足説明いたします。 内容は記載のとおりです。借り手の方は同じで、中間管理機構を通しての使用貸借契約となります。 農地中間管理事業の推進に関する法律、第18条第2項の各要件を満たしていると考えます。 調査いたしましたが無ら疑義な点はございません。御審議方よろしくお願ひいたします。
	議長	23号、24号 について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問はございませんか。
	議長	無いようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。
	議長	全員賛成と認めます。

川南町農業委員会 2月定例総会

項目	発言者	内容
	議長	23号、24号 については、承認することといたします。
	議長	25号、26号 は関連があるので一括して説明をお願いします。
25号、26号 補足説明	3番	議長、 3番 25号、26号 について補足説明いたします。 内容は記載のとおりです。借り手の方は同じで、中間管理機構を通しての使用貸借契約となります。 農地中間管理事業の推進に関する法律、第18条第2項の各要件を満たしていると考えます。 調査いたしましたが無ら疑義な点はございません。御審議方よろしくお願ひいたします。
	議長	25号、26号 について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問はございませんか。
	議長	無いようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。
	議長	全員賛成と認めます。
	議長	25号、26号 については、承認することといたします。
	議長	27号、28号 は関連があるので一括して説明をお願いします。
27号、28号 補足説明	7番	議長、 7番 27号、28号 について補足説明いたします。 27号から32号については10番委員が調査しており、本日欠席ですので代わりに私が報告いたします。内容は記載のとおりです。今回、10番委員の助言により中間管理機構を通しての貸借契約となったそうです。 農地中間管理事業の推進に関する法律、第18条第2項の各要件を満たしていると考えます。 調査いたしましたが無ら疑義な点はございません。御審議方よろしくお願ひいたします。
	議長	27号、28号 について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問はございませんか。

川南町農業委員会 2月定例総会

項目	発言者	内容
	議長	無いようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。
	議長	全員賛成と認めます。
	議長	27号、28号 については、承認することといたします。
	議長	29号、30号 は関連があるので一括して説明をお願いします。
29号、30号 補足説明	7番	議長、 7番 29号、30号 について補足説明いたします。 内容は記載のとおりです。貸し手の方が違う先程と同様の案件になります。 農地中間管理事業の推進に関する法律、第18条第2項の各要件を満たしていると考えます。 調査いたしましたが無ら疑義な点はございません。御審議方よろしくお願ひいたします。
	議長	29号、30号 について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問はございませんか。
	議長	無いようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。
	議長	全員賛成と認めます。
	議長	29号、30号 については、承認することといたします。
	議長	31号、32号 は関連があるので一括して説明をお願いします。
31号、32号 補足説明	7番	議長、 7番 31号、32号 について補足説明いたします。 内容は記載のとおりです。先程の貸し手の方のまだ相続がされていない土地の同様の案件になります。 農地中間管理事業の推進に関する法律、第18条第2項の各要件を満たしていると考えます。 調査いたしましたが無ら疑義な点はございません。御審議方よろしくお願ひいたします。

川南町農業委員会 2月定例総会

項目	発言者	内容
	議長	31号、32号 について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問はございませんか。
	議長	無いようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。
	議長	全員賛成と認めます。
	議長	31号、32号 については、承認することといたします。
	議長	33号、34号 は関連があるので一括して説明をお願いします。
33号、34号 補足説明	11番	<p>議長、11番 33号、34号 について補足説明いたします。 内容は記載のとおりです。以前から借り手の方が耕作されていましたが、貸し手の方が農地を相続したので、改めて新規の契約となったそうです。現地を確認しましたが、既に大麦若葉が収穫された後でした。 農地中間管理事業の推進に関する法律、第18条第2項の各要件を満たしていると考えます。 調査いたしましたが無ら疑義な点はございません。御審議方よろしく願いいたします。</p>
	議長	33号、34号 について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問はございませんか。
	議長	無いようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。
	議長	全員賛成と認めます。
	議長	33号、34号 については、承認することといたします。

川南町農業委員会 2月定例総会

項目	発言者	内容
その他	議長	【日程第8】「その他」となっています。 何かありませんか。
合意解約	事務局	議長、事務局。 「合意解約」について報告いたします。 売買のためが1件、耕作者の変更が8件、契約内容の変更が4件の計13件です。以上、報告します。
	議長	「合意解約」について報告がありました。 御意見、御質問はございませんか。
行事予定	事務局	議長、事務局。 「3月の行事予定」について報告いたします。
	議長	「3月の行事予定」について報告がありました。 御意見、御質問はございませんか。
	議長	他に何かありませんか。
	議長	すべての議事日程が終了しましたので、以上をもちまして、令和7年2月の定例総会を閉会いたします。御苦勞様でした。

川南町農業委員会2月定例総会

署 名 委 員

この会議録の内容については、正確であることをここに認め、署名いたします。

令和 年 月 日

8番

9番